

## 第1号議案

### 技術員の給与に関する規程の一部改正について

技術員の給与に関する規程の一部改正について、次のとおり提案します。

平成25年12月25日

広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

#### 1 提案の要旨

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年広島県条例第62号）の施行による非現業職員の給料表の改定に準じ、技術員の給料表の改定を行う。

#### 2 技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令案

別紙のとおり

#### 3 施行期日

公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

#### 4 根拠規定

職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）

#### 附 則

5 技術員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）の規定が準用される職員をいう。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員（広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年広島県条例第54号）第1条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。）の給与の種類及び基準に関しては、この条例を準用する。ただし、給料表に関しては、次の各号に定める基準による。

一 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

二 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

三 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、地方公営企業法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。



広島県教育委員会訓令第 号

県 立 学 校

技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月 日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技術員の給与に関する規程（平成二十一年広島県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考中「100分の98.59」を「100分の99.11」に改める。

附 則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行し、改正後の技術員の給与に関する規程の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

技術員の給与に関する規程（平成二十一年広島県教育委員会訓令第五号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の99.11を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。</p>	<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の98.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。</p>